平成２９年度第９回

地域連携推進機構運営会議（メール会議）　議事次第

日　時：平成２９年１１月１５日（水）（メール送信日）～１１月１７日（金）（意見等期限日）

【議題】

＜審議事項＞

１	糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定の締結について
２	国立大学法人琉球大学と北中城村及び北中城村商工会並びに一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定の締結について

〇審議１資料

議題１　糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定書（案）

〇審議２資料

議題２　国立大学法人琉球大学と北中城村及び北中城村商工会並びに
一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定書（案）

・　（参考）

琉球大学における包括的連携･協力協定締結に関する基本方針（平成 22 年 5 月 19 日役員会決定）

※今後の日程

・　第１０回　…　１２月１日（金）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟２階 第２会議室

【議題１】糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定の締結について

議題１

平成 29 年 11 月 15 日
地域連携企画室会議了承

糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定書（案）

糸満市（以下「甲」という）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙が包括的な連携の下、両者が有する資源や機能などの効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、市域の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第２条　甲、乙は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について連携・協力する。

（１）教育と文化に関すること
（２）防災に関すること
（３）健康・医療・福祉に関すること
（４）環境に関すること
（５）まちづくりに関すること
（６）産業に関すること
（７）平和・交流に関すること
（８）協働に関すること
（９）その他市域の発展に資すること

２　前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

（連絡調整及び協議）

第３条　甲、乙は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施する。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して３年間とする。ただし、有効期間満了の日前３０日までに、甲、乙いずれかにより解約の申出がない場合は、３年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

（守秘義務）

第５条　甲、乙は、連携事項の検討及び実施に当たって知り得た相手方の秘密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令等に基づく開示等の要請がある場合はこの限りではない。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月１１日

（甲）
沖縄県糸満市潮崎町１丁目１番地
糸満市長
上　原　　昭

（乙）
沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学長
大　城　　肇

【議題２】国立大学法人琉球大学と北中城村及び北中城村商工会並びに一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定の締結について

議題２

平成 29 年 11 月 15 日

地域連携企画室会議了承

包括連携協定書(案)

国立大学法人琉球大学(以下「甲」という。)と、北中城村(以下「乙」という。)及び北中城村商工会(以下「丙」という。)並びに一般社団法人北中城村観光協会(以下「丁」という。)は、相互の連携を包括的に強化し、地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、甲、乙、丙及び丁の４者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって北中城村の将来像である「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら」の実現に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第２条　甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携・協力する。

(1)健康長寿と文化のむらづくりの推進に関すること

(2)保健医療、福祉の向上に関すること

(3)防災に関すること

(4)教育、人材育成に関すること

(5)文化の振興に関すること

(6)農業・漁業・商工観光業及び６次産業化推進に関すること

(7)環境の保全と循環社会の構築に関すること

(8)前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

２　前号各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別途定める。

(意見交換)

第３条　甲、乙、丙及び丁は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

(有効期間)

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、平成３１年３月３１日までとする。ただし、本協定による有効期間が満了する日の２か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による改廃の申出がないときは、更に１年間更新するものとし、その後もまた、同様とする。

(協議)

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　１月３０日

甲　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学長
大　城　　肇

乙　沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場４２６番地２
北中城村長
新　垣　邦　男

丙　沖縄県中頭郡北中城村字仲順４３２番地
北中城村商工会長
安　里　邦　夫

丁　沖縄県中頭郡北中城村アワセ土地区画整理事業区域内４街区仮３８番
一般社団法人北中城村観光協会　代表理事
花　崎　為　継

参考

琉球大学における包括的連携・協力協定締結に関する基本方針

（平成 22 年 5 月 19 日
役 員 会 決 定）

本学の基本理念の一つである「地域・国際社会への貢献」に基づき、本学の教育研究の進展に資するとともに、地域の活性化や課題解決のため、本学と地域がより密接に連携・協力を図り、様々な事業を実施し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

１．協定締結の考え方

（１）包括的連携・協力とは、本学の社会貢献として、地域の産業振興や大学の知の普及による地域の活性化等、本学が地域貢献活動を推進する上で必要な連携・協力をいい、他の研究機関との学術交流協定及び海外の大学等との国際交流協定は、含まないものとする。

（２）協定締結の対象は、次のいずれかに該当する場合とする。

①本学が所在する県及び市町村並びに近隣の地域との連携・協力であること。

②本学の複数部局等と関連した連携・協力であり、全学的な取り組みを必要とすること。

③これまでの連携・協力の実績に基づき、連携・協力協定が本学の教育研究又は社会貢献に大きく寄与するものであること。

（３）上記事項に該当する場合で、連携・協力の相手方において、連携・協力に係る経費等が措置され、相当の期間にわたって継続的な連携・協力事業の実施が見込まれること。

２．協定締結の手続き

（１）協定締結は、次の手続きにより行う。

①担当副学長において、連携・協力内容等について確認を行う。必要に応じ、関連する担当副学長と協議を行う。

②担当副学長は、連携・協力協定案を役員会へ提案し、審議のうえ教育研究評議会へ報告する。

③連携・協力協定締結は学長が調印し、学内外へ公表する。

（２）連携・協力協定に係る事務は、学術国際部地域連携推進課が所掌する。

３．連携・協力の実施

連携・協力の実施に当たっては、連携内容及び方法等について本学の地域貢献推進委員会において検討する。